

◎日常の心得

1. 日々規則正しい生活を心掛ける。
2. 8時35分までに校門に入らない者は遅刻とする。
3. 欠席・遅刻・早退などは、基本保護者から学校へ電話連絡（学年、名前、届出理由等）をする。
[0599-66-1716、66-1721（職員室）66-0034（事務室）]

◎頭髪・服装の規定

1. 生徒は常に清潔・端正な頭髪・服装を旨とし、品位を保つ。
頭髪服装指導は、原則各学期2回。指導を受けた生徒は、1週間以内（原則）に再度指導を受ける。
2. 服装等について
 - (1) 学校指定の制服とし、許可なく改造しない。制服の補正は必ず学校へ申し出る。
 - (2) 制服はブレザー、冬用スラックス・スカート、長袖シャツを基本形とする。
 - (3) 夏用スラックス・スカート、半袖シャツ、ベスト、セーターは希望者購入とする。
 - (4) スカート丈はおよそ膝頭とする。ウエスト部は折り曲げない。
 - (5) 靴下、ストッキングは無地で華美でないものを着用する。
 - (6) ベルトは黒、茶系統とし、華美でないものとする。
 - (7) 通学靴は運動靴又は革靴とし、安全に通学できる靴を使用する。
 - (8) 通学靴は特に指定はしない。ただし、教科書・ノート等を持ち運ぶのに適した靴とする。
 - (9) 防寒具（コート、ウィンドブレーカー、マフラー、手袋等）は特に指定しないが、華美でないものとする。ただし、校内での着用は認めない。
 - (10) ポロシャツはボタンを外して(第2ボタンまで可)の着用や襟を出しての着用は禁止する。また、ポロシャツの下に派手な色やデザインのシャツを着用したり、袖、裾からアンダーシャツを出すことも禁止する。ズボンには腰ばきを禁止する。スカートは下に長ジャージの着用を禁止する。
 - (11) 衣替えの期日は、特に指定しないが、その季節にふさわしい制服を着用する。
 - (12) 特別な事情がある場合は、生徒指導部に申し出て許可を受ける。
3. 頭髪等について
 - (1) 清潔を保ち、高校生らしい勉学に支障のない髪形とする。前髪は目にかからない長さとする。
 - (2) 人工加工（染色・パーマ・エクステンション・カール・眉剃り、剃り込み等）は禁止する。
 - (3) 奇抜で極端な髪型等、不自然な髪型は禁止する。
 - (4) 化粧・マニキュア等は禁止する。なお、爪は清潔を保ち、短く切っておく。
 - (5) 装身具・アクセサリ類（指輪、ネックレス、ピアス、ブレスレット等）の着用は禁止する。校内で見つけた場合はその場で預かり、後日返還とする。
4. その他
 - (1) スマートフォン等の持ち込みは認めるが、授業中・学校行事中の使用は原則禁止する。使用した場合は放課後まで預かる。
 - (2) 自転車通学を希望する者は、自転車通学願を生徒指導部へ提出し、安全点検後、通学の許可を受ける。
 - (3) アルバイトについて
長期休業中以外および無断でのアルバイトは禁止する。ただし、家庭の事情（家計や学資の補助、進学資金をためる等）によっては、長期休業中以外の土・日・祝日を特別に認めることがある。なお、アルバイトが学習成績・行動面に悪影響をもたらした場合は、許可を中断、取り消し等の指導を行う。

- (4) 自動車学校入校について（進路が決定した3年生対象）
本校舎が行う入校説明会に必ず保護者と生徒は出席する。なお、自動車学校への入校は10月以降とし、学校が発行する許可証が必要であり、本免許取得は原則卒業後とする。ただし、合宿形式の自動車学校への入校は禁止する。
- (5) 二輪車等の運転免許取得については原則として禁止する。（無断取得は特別指導とする）
ただし、通学に際して、最寄りのバス停・鉄道の駅等までの距離が著しく遠いなど特段の事情がある場合については、原動機付自転車免許取得の特別許可を検討する。
- (6) 懲戒処分について
喫煙、喫煙同席、飲酒、窃盗、無免許運転、暴力行為、いじめ、怠学、カンニング、指導拒否、深夜徘徊等の問題行動が起きた場合は、学校謹慎等の特別指導を受ける。
また、問題行動を繰り返したり、重大な問題が起きた場合は、さらに厳しい懲戒処分（訓告、停学、退学）になる。